3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年二月十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県津山市草加部字皆戦場八九六の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年二月十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市大字青山字シヤク迫一五一二の二・一五一三の二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・一五一五の二（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年二月十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県臼杵市大字風成字岡八九九の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び臼杵市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十四年十二月三日農林水産省告示第千七百四十三号、昭和五十八年十一月二十一日農林水産省告示第二千二百十八号、平成三年五月十三日農林水産省告示第六百号（四に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県米原市山室字布施九一六、九一六の一から九一六の五まで、九一七、九四五、九五〇から九八九まで、梓河内字佛谷口一三九七の一、二三九八、二三九九、字佛谷口一四〇〇から一四一二まで、字ケチ畑一五一三から一五一九まで、一五三一、字芋洞一五三三から一五五六まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十九号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、平成三十年一月十七日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成三十年二月十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24025	グリホサートイソプロピルアミン塩・ペラルゴン酸乳剤	スピードスターＧＴ	東京都千代田区神田須田町二丁目５番２号　丸和バイオケミカル株式会社　代表取締役社長　井上進
24026	グリホサートイソプロピルアミン塩・ペラルゴン酸乳剤	雑草一撃Ⅱ	東京都中央区晴海一丁目８番12号　住商アグロインターナショナル株式会社　代表取締役　三木幸彦
24027	クロチアニジン・フィプロニル・イソチアニル粒剤	ハコナイト粒剤	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
24028	テフリルトリオン・ピラクロニル・ペノキスラム粒剤	ドンピシャ１キロ粒剤	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　上園拳雄
24029	シアントラニリプロール・イソチアニル・ペンフルフェン粒剤	ルーチンプライト箱粒剤	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　ハーラルト・プリンツ
24030	フィプロニル粒剤	日産プリンス粒剤	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１　日産化学工業株式会社　取締役社長　木下小次郎

○農林水産省告示第三百五十号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、平成三十年一月三十一日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成三十年二月十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24031	ピラクロストロビン・ボスカリド水和剤	オナーWDG	東京都港区六本木六丁目10番１号　代表取締役社長　ＢＡＳＦジャパン株式会社　ヨルグ・クリスチャン　シュテック
24032	シアントラニリプロール・トルプロカルブ粒剤	ツインキック箱粒剤	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　谷和功
24033	フルベンジアミド水和剤	ロックオン	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　友井洋介
24034	オレイン酸ナトリウム乳剤	ソープガード	東京都千代田区神田小川町一丁目３番１号　ＯＡＴアグリオ株式会社　代表取締役　森明平
24035	ピラクロニル・ペンフルピシクロン・ペンフルセート粒剤	モーレツジャンボ	〃
24036	マシニッサルア剤	ヘタムシコン	東京都千代田区大手町二丁目６番１号　信越化学工業株式会社　代表取締役社長　斉藤恭彦
24037	フルボキサム・ブロマシル粒剤	ウィードポリスＦ	東京都千代田区神田須田町二丁目５番２号　丸和バイオケミカル株式会社　代表取締役社長　井上進